

# 福祉人材研修センター主催研修実施方針

兵庫県社会福祉協議会  
福祉人材研修センター

## 1 基本的な考え方

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症となったことを踏まえ、政府及び兵庫県提供の関連情報並びに県内の感染拡大状況等を考慮しつつ、「3密（密接、密集、密閉）の回避」「手洗い・手指消毒」「効果的な換気」「適切なマスク着用」などの基本的な感染対策を講じる。
- ・ 原則として、感染予防を目的とした研修の中止、延期は行わない。ただし、感染の急拡大等に伴い、兵庫県から要請及び指導等が為された場合は、別途協議の上適切な措置を講じる。
- ・ 兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター（以下「研修センター」という。）は、研修実施方法を適宜見直すなど、受講機会の確保並びに介護支援専門員証の取得及び更新等に支障が生じることのないように努める。

## 2 感染予防対策

### (1) 会場・座席配置（「3密」の回避）

- ・ 1部屋当たりの人数制限は設けない。ただし、可能な限り、受講生間の距離を一定確保するように努める。
- ・ 研修室における講師演台と演習時の班との距離を2m空ける。
- ・ 発熱等が無くても、咳やくしゃみ等周囲への不安等がある場合（希望がある場合）は、研修時の席を周囲とは離して、研修室後方で受講できるようにするなどの対応を行う（演習時等の対応は、演習内容を踏まえて検討する）。

### (2) 消毒・除菌

- ・ 建物及び各研修室の入口、トイレの洗面台に消毒液を設置し、受講生に対して手洗い・手指消毒を推奨する。

### (3) 換気

- ・ 研修開始前及び終了後に加え、必要に応じて休憩時間等研修途中にも換気を行う。

### (4) 検温

- ・ 研修センター入館時の検温は行わない。ただし、受講生が検温を希望する場合は、検温機器の貸出等を行う。

### (5) その他

#### ① 講師及び研修運営スタッフの予防対策

- ・ 発熱や咳等の症状が見られる場合は、当日の運営業務には従事しない。
- ・ マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とするが、咳エチケット及び手洗い・

手指消毒を励行する。

② 受講生へ依頼する予防対策

- ・ マスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、介護支援専門員研修の受講生については、その多くが重症化リスクの高い者が生活する高齢者施設等の従事者であることを考慮し、受講時のマスク着用を推奨する。

### 3 感染等への対応

(1) 受講生

① 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合

- ・ 感染、発症した場合、その旨を研修センターに報告する。
- ・ 発症翌日から原則5日間を療養の目安とし、当該期間の研修受講は不可とする。また、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度を経過するまでは受講不可とする。

② 体調不良の場合

- ・ 発熱や咳等の症状が見られ体調が優れない場合は、研修センターと協議の上、受講の可否を決定する。

③ 同居の家族が体調不良の場合

- ・ 受講生自身の体調変化に注意するよう依頼し、発熱や咳等の症状が見られた場合、研修センターに相談の上、受講の可否を決定する。

(2) 研修センター

- ・ 上記3(1)の規定により研修受講を不可とした場合は、受講生にとって著しい不利益とならないよう、適切な代替措置を検討する。

### 4 守秘義務の徹底

- ・ 本方針の規定により取得した個人情報については、「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱う。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和5年5月8日から施行する。